## 主 文

- 一、被申請人は申請人らに対しそれぞれ
- 1 別紙目録(一)記載の金員を支払え。
- 2 昭和四五年八月一日以降毎月二五日限り別紙目録(二)記載の金員を支払え。
- 二、申請人らのその余の申請を却下する。
- 三、申請費用は被申請人の負担とする。

## 理 由

## 第一、当事者双方の求める裁判

申請人ら代理人は、「被申請人は申請人らに対しそれぞれ1別紙目録(三)記載の金員を支払え。2昭和四五年八月一日以降毎月二五日限り別紙目録(四)記載の金員を支払え。」との裁判を求めた。

被申請人代理人は「申請人らの本件申請はいずれもこれを却下する。申請費用は申請人らの負担とする。」との裁判を求めた。

、申請理由の要旨 申請人ら代理人は「1被申請人は肩書地に本社を置きテレビラジオの放送事業を 営む株式会社であり、申請人らはいずれも、被申請人に雇用されて被申請人の本社 事業場に勤務していた従業員であり、被申請人の従業員により組織されている高知 放送労働組合(以下「組合」と略称する。)の組合員であつたが、被申請人は、昭 和四一年九月三日付で、申請人a、同b、同c、同dに対し、右申請人ら四名が昭和四一年の春季闘争において違法な争議行為を行なつたとし、それが就業規則第三三条第六号に違反し、同第四八条第一号、第三号等に該当するとして解雇の意思表 示をなし、また昭和四二年四月二二日付で、申請人eに対し、同申請人が同年二月 二二日および同年三月七日の両夜、アナウンス担当員として宿直勤務についていた にもかかわらず、いずれもその翌朝寝すごして午前六時からのラジオ放送の全部ま たは一部ができなかつたことにつき、それが就業規則第四八条第一、二、四、六の各号に該当するとして解雇の意思表示をした。申請人a、同b、同c、同dは、被申請人がなした右解雇の処分を不当として同年九月一三日高知地方裁判所に従業員地位保全の仮処分命令を申請(同裁判所同年(ヨ)第一七五号事件)したとこの記述が表現の表現を表現して、 同裁判所は昭和四三年七月三日右申請人ら四名がいずれも被申請人に対して雇用契 約上の権利を有する地位を仮に定め、かつ被申請人に対しそれぞれの平均賃金の支 払を命ずる旨の判決をした。そこで、被申請人は右判決を不服として高松高等裁判 所に控訴したが、昭和四四年九月四日同高等裁判所においても控訴棄却の判決がな されたので、更に最高裁判所に特別上告し、該事件は目下最高裁判所に係属中であ る。また、申請人eも被申請人のなした前記解雇の処分を不当として昭和四二年六 月三日高知地方裁判所に従業員地位保全の仮処分命令を申請(同裁判所同年(ヨ) 第七五号事件)したところ、同年一二月八日同地方裁判所は、同申請人が被申請人 に対し雇用契約上の権利を有する地位を仮に定め、かつ被申請人に対し平均賃金の 支払を命ずる旨の判決をした。そこで、被申請人は右判決を不服として高松高等裁 判所に控訴したが、昭和四三年七月一六日同高等裁判所においても控訴棄却の判決 がなされたので、更に最高裁判所に特別上告し、該事件は目下最高裁判所に係属中 である。2被申請人の申請人らに対する解雇の意思表示は、口頭弁論を開き審理された前記各仮処分事件において、いずれも解雇権の濫用に当るものとして無効であ ると認定されている。ところで、申請人らは、それぞれ前記各仮処分命令が発せら れた後は、被申請人より解雇の意思表示を受けた各時点における平均賃金の支払を 受けて現在に至つているが、本件各解雇がなされずに被申請人会社の従業員として 勤務していたならば他の従業員と同様毎年のベースアツプ、定期昇給、毎年夏季・ 冬季の二回にわたる各臨時手当の支給を受けることができたはずである。そして異常な物価の高騰および子女の成長に伴う生活費、学費等の支出増の中で、本来基本 賃金を補うための生活補助的性格を有し賃金の後払いと解される一時金の支給もな く、三年ないし四年前の賃金額のみでは到底生活を維持することができず、家計は赤字に悩み労働金庫や親族、友人らからの多額の借金によりようやく生計を糊塗し て来たのであるが、これ以上金策の途もないうえこれまでの借入金についても借入 先から返済を迫られている状況であつて、その生活は極めて逼迫しており、既に申 請人らは回復しがたい重大な損害を蒙る状態にまで立ち至つている。よって各解雇 時より現在に至るまでの間において申請人らが得べかりし右ベースアツプを含む賃

金額および各季の一時金の合計額から前記仮処分命令により現実に支払をうけてきた賃金額を控除した差額分ならびに申請人らが解雇されなかつたら支給されるものと推定される現在における賃金額のうち前記仮処分命令により仮払を命ぜられている賃金額を超過する部分の本案判決確定に至るまでの支払を求めるため申請の趣旨記載の仮処分命令を求めるため本件申請に及んだ。」と主張する。第三、当事者間に争いのない事実

前掲申請理由の要旨記載のうち、1記載の事実および、前記各仮処分事件がいずれも口頭弁論を開いて審理され、被申請人の申請人らに対する解雇の意思表示がいずれも解雇権の濫用に当るものとして無効と認定されたこと、および申請人らがいずれも右仮処分命令が発せられた後は解雇の意思表示を受けた各時点における平均賃金の支払を受けて現在に至つていることは、当事者間に争いのない事実である。第四、当裁判所の判断

## 一、被保全権利について

申請人らの提出にかかる疎明によれば、申請人らが主張するように、被申請人から申請人らに対してなされた前示各解雇の意思表示はいずれもその効力がななできる請人らは引続き被申請人の従業員たる地位を有するものと一応認めることができるいる。申請人らは被申請人から当然に賃金(基本給に諸手当を加算したものといるをあるには執行力がない。その一時金の支払を受ける権利を有するといわなければならない。そのでとき相手方の任意の履行に期待する仮処分命令には執行力がないが、なって、地位保全の仮処分命令の内容としては解雇された従業は、解雇当時の労働条件に従つて待遇されるべきは当然のことであるのみならず、同種の一般従業員につき賃金その他の労働条件の改訂が行われた場合には、その改訂された条件に従って待遇されなければならないとの趣旨をも内含していると解すべきが相当である。

労働者との間でこれに関する契約をなすことを必要とするのは労働者の利益を保護する趣旨に出たものであると解せられるから、何ら労働者に不利な条件の付加されない賃金の増額のごときは、使用者の意思表示があれば労働者から異議のない以上黙示の承諾があつたと認めてしかるべきであるから、被申請人の右主張もまた理由がない。

そこで昇給および一時金の算定方法ならびに数額につき順次検討する。

そして賃金の昇給分ならびに一時金の額の中にはいずれも被申請人が過去における従業員各人の勤務実績、労働能率などを勘案して決定する査定部分があり、その査定による区分は上位からA、B、C、D、E、またはA、A′、B、B′、C、C′、D、D′、Eの順で査定部分の金額が定められていることが申請人ら提出の疎明により一応認められるが、申請人らに関する査定がその主張するように平均のCであることについては疎明がないから、すべての従業員に一応保障されているとみられる査定区分であるEの限度において疎明があつたものと認めるべきである。

そして以上に述べたところに基づき申請人らの昭和四二年四月一日、昭和四三年四月一日、昭和四四年四月一日および昭和四五年四月一日の各現在における基本給の額ならびに昭和四二年四月一日から昭和四五年七月三一日まで(ただし申請人 e については昭和四二年五月一日から昭和四五年七月三一日まで一同申請人は右期間の昇給分しか請求していない一)の昇給分の合計額は別紙目録(六)記載のとおり計算され、また各季別一時金の金額とその総額は別紙目録(七)記載のとおり計算される。

しかして次に昭和四五年八月一日現在における申請人らの賃金すなわち基本給に各種手当を加算し現実に支払われるべき金額については、本件にあらわれた疎明ないに前叙計算したところを斟酌し考察するに、申請人 a については、その基本加工の一三三円に、扶養家族が母と二子であるからな族手当金三、公田第十をの基本給金五六、五三円に、扶養家族が一子であるから家族手当金一、二五三円に、大きなり、申請人 c については、その基本給金五六、五三円がると金四六、二五三円がその基本合のの目が表別を表別であるとのでは、これらのでは、その基本給金四六、二三〇円がそのままである。は、自己の一次を加算すると金四六、二三〇円がそのままを書から、申請人 c により、申請人 c により、自己の c により、自己の c により、このを書きると、とのの c により、このを書きるにいるから、まには月額金二、このの c によりであるが、 c によりであるが、 c によりである。こ、保全の必要性について

(一) 申請人ら提出の疎明によれば次のような事実が一応認められる。 1 申請人 a は妻と子供二人、母、姪の六人家族であるが、その生活費としては毎月少くとも金六九、〇〇〇円の支出を要している実情にあるところ、同申請人がら支払を受けている金四三、〇六八円から健康保険料約金二、〇〇〇円、失業保険料金二五〇円、組合費金一、六〇〇円、労働金庫への返済金一〇、八〇〇円を差引いた金三〇、〇〇〇円足らずの金額に昭和四二年から妻 f が三里保育園に保母として勤務して毎月受ける賃金三一、七七一円(手取額)をあわせても前記経常的な生活費をまかなうことができず、毎月の家計の赤字は妻が勤務先から支給される賞与(年額金七〇、〇〇〇円程度)と組合や労働金庫からの借入金で補填るなどして辛うじて生計を維持している状態であり、現在組合に対し金二四七、〇〇 〇円、失業保険返済金未払分金二三八、〇〇〇円、健康保険返済金未払分七四、七〇〇円、労働金庫に対し金四〇〇、〇〇〇円、友人らに対し金四〇、〇〇〇円程度の債務を負担している。

2 申請人 b は妻と子供一人の三人家族であるが、その生活費としては毎月少くとも金五六、六九八円の支出を要している実情にあるところ、同申請人が被申請人から支払を受けている金三七、七二七円から健康保険金、厚生年金保険金、失業保険金、組合費などを差引いた金三三、〇〇〇円のみでは一家の生計を維持することはできず、昭和四二年から就職した妻gが得る月額金二五、〇〇〇円の賃金をあわせて不足勝ちながらも漸く生計を維持しており、現在組合から金二六七、〇〇〇円、ケ勢働金庫から金二三〇、〇〇〇円友人から金八〇、〇〇〇円、姉と妹から合計金一〇〇、〇〇〇円を借り受け、住民税未払分金一七、〇〇〇円、失業保険仮受給分未払金二三七、三〇〇円、健康保険金未払分金六〇、〇〇〇円等の債務を負担している。

3 申請人 c は二九才の未婚の青年であるが、その生活費としては毎月金二八、九九七円程度の支出(組合費金一、〇五〇円、社会保険料金一、八八七円を含む)を要している実情にあるところ、被申請人から支払を受けている賃金二六、五四円程では右支出をまかなうことができず、毎月金二、四〇〇円ないし二、五〇〇円程度の支出増となつているのであつて、その家計の赤字は同申請人が本件解雇以前に貯えていた金額一〇〇、〇〇〇円程の預金を逐次引き出して補填していたがそれも既に枯渇したので組合から生活資金の貸付を受けるなどしてまかなつて来たものでり、現在組合からの生活資金貸付金一八七、〇〇〇円、失業保険金仮受給金未払分金一五五、四〇〇円、健康保険料、厚生年金保険料の未払分金四三、二一五円の債務を負担している。

5 申請人 e は妻と子供一人および父の四人家族であつて、月額金六二、五九〇円程度の生活費(ただし、労働金庫への返済金四、〇〇〇円および組合費金九四〇円を含む)を要するのであるが、子供の成長に伴う生計費の増加は必然的であるにもかかわらず、同申請人が被申請人から支払を受けている賃金は金三四、〇九五円であつて、それから健康保険金、厚生年金保険金等の掛金、および住民税の合計金二、三四二円を差引くと金三一、七五三円になるのであるが、これに父から受ける、三四二円を差引くと金三一、七五三円になるのであるが、これに父から受けるる、三四二円を差引くと金三一、七五三円になるのであるが、これに父から受けるるのののののののののののののののののののののののののののは活け、家計の赤字は組であり、現在、組合に対し金二〇〇、〇〇〇円の債務を負担している。

6 申請人a、同b、同d、同cに対しては、昭和四三年六月まで民間放送労働組合連合会から一人当り毎月金五、〇〇〇円の給付金が交付されていたが、同年七月になされた前記仮処分判決に基づき被申請人より遡つて賃金の支払を受けた際、これを失業保険仮受給分ならびに組合からの生活資金の貸付金(民間放送労働組合連合会の貸付金を含む)の返済にあてるため一たん組合にあずけたが、組合資金の枯渇のため、組合からの貸付金の弁済に充当し、失業保険仮受給分は未払いの状態となつた。

(二) そこで、申請人らが昭和四五年八月一日以降毎月支払を求める部分の必要性について判断する。

申請人らおよび被申請人の提出にかかる疎明によれば、高知県の消費者物価指数は昭和四〇年度を一〇〇とした場合、総合指数で昭和四五年四月には一三三・九

一、食料品で昭和四五年四月には一四一となつており、毎年数パーセントの上昇率を示していること、昭和四四年四月の高知市における世帯標準生計費(人事委員会算出)は世帯人員一人で金二〇、二四〇円、二人で金三七、九〇〇円、三人で金五〇、一一〇円、四人で金五八、八八〇円、五人で金六三、九九〇円であるが、右物価上昇率を考慮して比較すると、申請人cを除く各申請人についての前記認定の生計費はいずれも右標準生計費を下廻つていること、総理府統計局作成の家計調査報告では昭和四五年二月当時の高知市における勤労者世帯の平均家計は世帯人員三・六人に対し実収入金八五、三四〇円、実支出金八三、八〇八円という数値が示されていることが一応認められる。

そして、現今のわが国における経済状態のもとでは、物価の高騰にともない労働者の賃金もかなり短期間に上昇していることは顕著な事実であるが、物価の高騰が先行し賃金の上昇がその後を追う傾向にあることも周知の事実である。さらに申請人らが右物価の高騰による支出増加の上に扶養家族の増加や子女の成長に伴う生活費、学費の支出増を余儀なくされている状況にあることがうかがわれる。また前記標準生計費の数値を仔細に検討すれば、標準生計費はむしろ最低限度の生活を維持するのに要する費用というべきものであり、その数値の範囲内にある申請人らの家計は勿論のこと、範囲外にある申請人。の生計費についても極めてきりつめたものであるといわざるをえない。

そして生活の困難さは当該労働者の職業、経歴、地位、年令等を勘案して認定されるできところ、被申請人が高知市における有力企業であり、その従業員たる考慮申請人の地位および社内における勤務年月(申請人 e を除き一〇年以上)等を考慮当ると、申請人をは本来いずれも高知市における平均勤労者世帯を上廻る生活もりると、申請人をについては三年前である。ところである。ところであるに推測である。の賃金しか支払もであるに推測である。の賃金しか支払を回れては三年前で家族手当を含まないもの賃金したの責金とも被申請人のおよびその家族の生活は前記認したように極めて困難なが申請人の記分を担みつづける可能性が大きく、従つて五年八月一日現在の賃金額がにのの対判決により仮払いを受けている金員を控除した残額全部(別紙目録の金額)について今後の支払を命ずる必要性を肯定するに充分であるといわざるをえない。

なお、被申請人a、同b、同dについてはそれぞれの妻の、申請人eについては、その父の収入も考慮に入れた上で必要性を判断すべきであると主張するけれども、右各申請人の妻の収入はいずれもそれのみで生計を維持するに足るものではなく、共稼ぎをするようになつた経緯に鑑みると右各申請人らが被申請人から仮払いを受ける賃金をもつて営む生計を補う意味を有するにすぎず、申請人eの父の場合は本来別個に営まれるべきニツの家計がたまたま同一世帯で営まれているにすぎないとみるべきであつて、生活扶助の義務も仮払いの必要性の判断に先行するものとは考えられないから、右保全の必要性の判断に何らの影響を及ぼすものではなく、被申請人の主張は採用できない。

(三) 次に本件申請のうち過去における賃金改訂による差額分および一時金の遡及支払を命ずる仮処分の必要性について検討する。

申請人らは前記認定のように極めて困難な生活状況におかれており妻の共稼ぎなどによつてもこれを補えず、組合および労働金庫等からの借入金で辛うじてその生活を維持して来たものの負債は多額にのぼつているのである。

わが国においては一般労働者に支払われるいわゆる賞与等の一時金は使用者から 恩恵的儀礼的に与えられているものではなく、また企業利潤の分配というもののみ でもなく、基本賃金を補うための臨時の生活補助的な性格を強くする賃金の後払い ともいうべきものであり、家族手当を含む毎月の賃金はその月の通常生活費を なうだけのものであると考えられるから、被申請人より前記賃金改訂による差額分 の給付を将来にわたつて毎月支給されても、一家の生計を維持するに必要な程度に とどまり、余剰を生ずる余地はないものというべく、かつこれまで一時金の支給 ないのは勿論のこと、三ないし四年前の賃金の支給で生活を維持せざるをえなかっ た申請人らの家計には相当なひずみが生じているものといわざるをえない。

よつてこれら諸般の事情を併せ考えるとき、申請人らに対しそれぞれ過去における賃金改訂による差額分ならびに一時金の遡及支払の必要性を肯定することができるものというべきである。

なお、被申請人は所得税法、地方税法、失業保険法、健康保険法、厚生年金法に

よつて本件仮処分申請は別紙目録(一)および(二)記載の金額の限度においては理由があるので無保証でこれを認容することとし、その余の申請部分は理由がないのでこれを却下することとし申請費用については民事訴訟法第八九条、第九二条、但書に則り主文のとおり決定する。

(裁判官 安藤保壽 井筒宏成 小野聡子) (別紙)

目録 (一) <17881-001> 目録 (二) <17881-002> 目録 (三) <17881-003> 目録 (四) <17881-004> 目録 (五)~(七) (省略)